

支払漏れによる支払遅延、過年度支出を行うとともに職員が請求書の日付を記入している事例が認められた。

(措置の内容)

過年度支出のあった平成29年 8月以降については、請求書等関係書類の確実な保管と定期的な整理を行うとともに、毎月の料金支払チェック表を作成し、会計事務月次チェック時に支払遅延の点検を行うことにより再発防止を徹底した。

また、平成29年11月16日に会計事務に係る所内会議を開催し、支出の適正な事務処理について周知徹底を行った。

(指摘)

適正に作成されていない契約書が多発している事例が認められた。

(措置の内容)

平成29年11月16日に会計事務に係る所内会議を開催し、契約の締結に当たって注意すべき事項について周知徹底を行うとともに、契約書の施行(締結)に際しては、担当者及び副担当者で内容の点検を行い、締結後も各室長等が契約書の再点検を行うことにより再発防止を徹底した。

監 査 委 員

30年監査公表第 4 号

平成29年度に執行した監査の結果(平成29年 9月 1日から平成29年11月 1日までの執行分)に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年 4月17日

京都府監査委員	片 山	誠 治
同	田 中	健 志
同	森	敏 行
同	井 上	元

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

南丹広域振興局

南丹土木事務所(監査実施年月日:平成29年 9月 4日~7日・10月10日)

(指摘)